

## 「著作権！これでいいの？」

年 組 番 氏名

---

デジタルカメラ、パソコン、インターネットが普及し、学校の中の様々な活動の中で活用されるようになりました。使用する際には、どのようなことに気を付けて行けばよいかみんな考えてみましょう。以下には、学校の中で出あうかもしれないいくつかの場面が設定してあります。あなたならどう対応しますか。次の質問に答えてください。まず自分で、3つの答えの中から最もよいと思えるものを1つ選んでください。簡単な理由も記入してください。

自分の回答が済んだら、グループで話し合い、グループとしての考えをまとめてください。まとめるにあたっては安易な妥協はしないようにしてください。

1. 著作権は手続きをしないといけないので、子どもは著作権をもつことができない。これでいいですか。
  - a. 著作権はおとなだけのものである。
  - b. 著作権は創作活動をしている作家や画家・音楽家などがもつことができる。
  - c. 著作権は登録や手続きなしで発生するので、だれもが持つことができる。
2. 学級新聞を作るために、雑誌や新聞のイラストやカットをコピーし、学級新聞に掲載しようと思います。これでいいですか。
  - a. 学校内で使うので問題ない。
  - b. 学校内ではいいが、学校の外に配るときは雑誌や新聞を作成した人（著作権を持っている人）に許可をもらわないといけない。
  - c. 雑誌や新聞を作成した人（著作権を持っている人）に許可をもらわないといけない。
3. 運動会や文化祭で使う立て看板<sup>かんばん</sup>に人気アニメのキャラクターを描くことになりました。これでいいですか。
  - a. 自由に使ってよい。
  - b. 著作者に許可を得られれば使うことができる。
  - c. 自分たちで書くのではなく、大きくコピーして使うことはよい。
4. 国語の時間に書いた作文や読書感想文は自分の著作物としてどこへでも公表できる。これでいいですか。
  - a. 先生に指導され授業中に作成したもののなので自分の著作物ではない。
  - b. 自分で創作して書いたものなので自分の著作物としてよい。
  - c. 授業中でなく家庭で書いた作文なら自分の著作物としてよい。

5. 美術の時間に作った彫刻が、たまたま友達が作ったものと同じような作品になってしまいました。でも、まねをしたわけではないので、自分の著作物として認められると思います。これでいいですか。
  - a. 自分の著作物として認められる。
  - b. 先に作品を完成させた人の著作物になる。
  - c. 彫刻は著作物にならないので問題はない。
  
6. 修学旅行の見学場所について詳しい説明が書かれたガイドブックが図書室にありました。これをコピーしてしおりに入れてみんなに配りたいと思います。これでいいですか。
  - a. 図書室においてあるガイドブックだから、自由にコピーして使ってよい。
  - b. しおりに配ることはできないので、コピーして教室に掲示した。
  - c. ガイドブックも著作物だから、旅行のしおりに使用するためには、著作権を持っている人に許可をとることが必要である。
  
7. 生徒が作った作文を、先生が内容の一部を勝手に変えて発表することは許されない。これでいいですか。
  - a. 生徒の作文の著作権は生徒本人にあるので、先生は勝手に変えたり発表したりすることはできない。
  - b. 先生は生徒の作文を勝手に変えることはできるが、発表はできない。
  - c. 生徒が作った作文を、先生が内容の一部を勝手に変えて発表することは許されている。

[解答用紙]

問題	答	自分の考え	メンバーの考え						グループの答え
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									